

ワンポイント会計基準

vol.277 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」の公表について

2023年4月7日に金融庁より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」が公表されました。今回は、改訂された内容のうち、経営者による内部統制の評価及び報告の内容をご紹介します。

1. 改訂の概要

(1) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

[1] 経営者による内部統制の評価範囲の決定

ア. 評価範囲の決定

経営者が内部統制の評価範囲を決定するに当たり、重要な事業拠点を選定する際には、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮することとされました。これにより、重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高等のおおむね3分の2」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきではない旨が記載されました。また、内部統制の評価範囲の決定の際には、「長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについても、評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮しなければならない。」とされています。さらに、開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切であることが明確化されています。

イ. 監査人との協議

評価範囲に関する監査人との協議について、評価範囲の決定は経営者が行うものですが、監査人による指導的機能の発揮の一環として、当該協議を、内部統制の評価の計画段階及び状況の変化等があった場合において、必要に応じ、実施すること

が適切であることが明確化されました。

[2] IT を利用した内部統制の評価

IT に係る業務処理統制の評価のうち、IT を利用して自動化された内部統制については、過年度の評価結果を継続して利用できる場合、一定の複数会計期間に一度の頻度で運用状況のテストを実施する方法も含まれますが、この方法は、特定の年数を機械的に適用すべきものではないことに留意すべきことが明記されました。

[3] 財務報告に係る内部統制の報告

経営者による内部統制の評価の範囲について、重要な事業拠点の選定において利用した指標とその一定割合等の決定の判断事由等について記載することが適切であるとされました。また、前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合における当該開示すべき重要な不備に対する是正状況が付記事項に記載すべき項目として追加されました。

2. 適用時期

今回の改訂内容については、2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度における内部統制の評価・監査から適用されます。

以上